

第 2 4 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 6 月 1 0 日 (月) 午前 1 0 時開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- | | |
|---------|------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 4 号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |

5. 事務局職員
- | | |
|------|-------------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 係長 | 後藤 行志、長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>皆様、おはようございます。まず本総会の開催ですが委員総数 1 9 名、出席 1 9 名で、南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。それでは農業委員会憲章を出席の皆様全員で唱和したいと思います。それでは最適化委員さんもお一緒にご起立をお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので、第 2 4 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 1 2 番 興呂木和也委員、1 3 番 市原きみよ委員をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。座ってください。</p> <p>それでは、本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより総会の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>おはようございます。今日は偶数月の合同委員会ということで、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。農業委員会憲章もうまくいくようになりまして、最適化委員の人たちにも農業委員会総会に関わってもらい、少し身近になってもらいたいと思ひまして、今日のように席替えを致しました。皆様方には農作業は風雨が 2</p>

	<p>回あったくらいで、お疲れのところと思いますが体調には十分注意されまして頑張っていたと思います。少し長くなりますけれども、私も田植えが終わって1日2日後、局長と2人で田植え上がりということで東京、茨城と埼玉に行っていました。茨城町の農業委員会に研修は、荒尾市農業委員会の事案を参考にして、集積、非農地ということで農業委員よりも最適化委員の方が仕事をなされているような感じがしました。私たちの村とは違いまして、農業総生産額も全国1、2位ということで、集積があったり遊休農地があったりしても、1ヘクタール解消してもすぐ作る基幹作物があるような感じで見事というほかありませんでした。埼玉はスマート農業ということで、田植機の無人化、トラクターの真っ直ぐ進むもの、今はまだ150万~200万しますけれどもいずれはオプションでトラクター、田植機に全てついてくるんじゃないかと思います。私たちがここにあの農協の理事さんもおられますけれども、そばばかりではなく、イチゴ、トマト、イチゴは昭和60年の終わり頃から、トマトは露地野菜から始めた品種でございますけれども、皆さん方にも遊休農地とか非農地しても、その後がどうなるんだろうという気持ちがあると思います。研修に行った先では水俣のサラたまのように何かこの辺の地域にあうような基幹作物を発見していただければいいと思います。以上のようなことだったかな。まあハードな田植え上がりでした。再来年からは新しい人が頑張ってください。</p> <p>では只今から第24回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名人に12番興呂木和也委員、13番市原きみよ委員を指名します。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>7番</p> <p>9番</p>	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字中ノ原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字見瀬鶴 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字二の長迫 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外2筆計3筆 ■■■㎡ 使用貸借権設定5年となっております。</p> <p>以上3件ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>1番につきまして7番の後藤がご説明申し上げます。申請人、申請土地については議案書記載のとおりです。親戚関係でありまして、この度売買契約がなされるということです。以上、ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>2番につきまして、9番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の方は市内におられまして、以前から小作に他の人に出しておられましたけれども、今回親戚でもあられます、また隣接地ということで、所有権移転</p>

	<p>売買ということで合意がなされております。何ら問題はないかと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
13番	<p>議案第1号3番について13番の市原が説明致します。譲渡人、譲受人、及び土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人、譲受人は祖母と孫という関係でありまして、ご主人がお亡くなりになられて、田んぼの管理ができなくなっておりましたけれども、お孫さんが新規就農されたいということでの使用貸借権設定5年となっております。何ら問題はないと思われまひます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
会長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願ひ致します。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>では採決に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願ひ致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p>
会長	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願ひ致します。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1：申請人(議案書)記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の小野 ■■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■㎡ 転用目的 駐車場 始末書添付となつております。</p> <p>以上1件、ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明をお願ひ致します。</p>
13番	<p>1番について、13番の市原が説明致します。申請土地につきましては平成■■年度にご主人が亡くなられて相続を受けられた土地となっております。この土地は旧久木野時代に熊本県からの要望で野外劇場アスペクタの駐車場として利用されておりましたので、当然駐車場として地目変更が終わっているものとして相続されるまで思われておりました。現況は砂利などが敷きこまれており、農地としての借り手もなく、周辺地域は駐車場用地のため雑種地と登記されております。今後は農地として利用できない現状のまま駐車場用地として管理していきたいとのことで、始末書添付で申請が上がっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願ひ致します。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>では議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手を</p>

<p>会長</p>	<p>お願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>10番</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第3号農地法第5条の許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字摺尾西 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 転用目的 住宅及び木材置場 転用所有権移転有償となっております。 以上1件、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第3号1番について10番の佐藤が説明致します。申請人は■■■を主にされておりました、地域の信頼も大変厚い方です。以前申請があがって承認をいただいておりますが、申請地がレッドゾーンであるため、今回計画変更となっております。今回の申請地に許可をいただきたいということで申請があがっております。事業計画、事業規模とも適当と思われます。住宅及び資材置場に転用したいということでございます。転用所有権移転有償で申請が上がっております。場所は■■■の事務所のすぐ裏になるところでございます。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について番号1番から14番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字北下原 ■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 外3筆計4筆 ■■■㎡ 賃借権設定3年です。 番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字北下原 ■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 賃借権設定3年です。 番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字御櫃 ■■■番1 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 賃借権設定3年です。 番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字猶須原 ■■■</p>

番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外3筆計4筆 m² 賃借権設定5年です。

番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰浜尾鶴 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 m² 賃借権設定5年です。

番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の小野 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外3筆計4筆 m² 賃借権設定10年です。

番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字三の丸葉山 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 m² 賃借権設定10年です。

番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の小野 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外2筆計3筆 m² 賃借権設定10年です。

番号9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字三の丸葉山 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 m² 賃借権設定10年です。

番号10：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字久木野田 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外2筆計3筆 m² 賃借権設定5年です。

番号11：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字尾小森 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m² 外2筆計3筆 m² 賃借権設定5年です。

番号12：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字竹田 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外4筆計5筆 m² 賃借権設定10年です。

番号13：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字立石 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 m² 賃借権設定5年です。

番号14：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字蠶子 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外4筆計5筆 m² 賃借権設定5年となっております。

以上、新規案件14件、再設定10件ご審議よろしくお願ひ致します。

会長 ありがとうございます。地元委員の説明をする前に10番が12番興呂木委員の案件ですので先に審議します。興呂木委員は退席をお願いします。

では10番の地元委員の説明をお願いします。

11番 議案第4号10番について11番の古澤が説明致します。申請人、譲受人は記載のとおりでございます。申請人と譲受人は今までも小作をしておられまして、ちゃんとした形でいたいということで、両者の間で話し合いがなされ成立いたしました。何ら問題はないと思っております。賃借権設定5年です。ご審議方よろしくお願ひ致します。

会長 ありがとうございます。では審議に移ります。

(異議なし)

会長	<p>では、議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、番号10番につきまして異議がない方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、10番の案件は原案どおり可決します。では、1番から地元委員の説明をお願いします。</p>
7番	<p>まず1番、2番につきまして7番の後藤がご説明申し上げます。今まで小作契約がなされていませんでした。正規に契約を結ばれて賃借権設定3年ということでございます。</p>
	<p>3番につきまして、やはり同じでございます、今まで小作契約がなされていませんでしたが、この度正式に賃借権設定3年ということです。譲受人の方も新規就農といいますか、後継者でバリバリ活躍をしておられる方ですので、何ら問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。</p>
11番	<p>4番、5番について11番の古澤が説明致します。申請人、譲受人、記載のとおりでございます。4番の申請人については市内の方におられまして耕作が不可能ということで、この度、譲受人と両者の間で話し合いがなされました。賃借権設定5年となっております。5番については、以前はお父さんの方がなされておりましたがもうできないということで、今までも何年か耕作しておられた譲受人の方とこの度話し合いで正式に契約がなされまして、賃借権設定5年となっております。ご審議方よろしくお願い致します。</p>
13番	<p>議案第4号6、7、8、9番について13番の市原が説明致します。6、7、8は譲渡人親子関係になっております。譲受人も大規模に畜産をされており、賃借権設定10年との契約がなされております。また9番につきましては、 をされて退職されておりますけれども、農家はできないということで賃借権設定10年の申請になっております。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
14番	<p>それでは議案第4号11番について14番の村上が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲受人の方は新規就農者であります。譲渡人の方が、米づくりができないということの賃借権設定5年です。審議よろしくお願い致します。</p>
18番	<p>議案第4号番号12について18番の荒牧がご説明致します。つい最近、譲渡人のご主人が他界され、現状の面積を作付けすることが困難になり、誰か作り手を探しておられると地元の推進委員さんからご相談がありました。ちょうど私の地区に米農家として新規就農されて7～8年近くなられる譲受人に勧めたところ、現在耕作している水田とも近く、同じ水田水利でもあることから将来の事も考えて快諾していただきました。10年の賃借権設定が行われています。ご審議よろしくをお願いします。</p>
19番	<p>13番、14番について、19番の大塚がご説明申し上げます。まず13番について、譲渡人、譲受人、土地の状況は記載のとおりでございます。譲渡人は農業をされており、土地を荒らさないようにということで、譲受人と合意の上今回の契約となりました。譲受人の住所は記載のとおりとなっておりますが、長年立野地区でも農業に携わってこ</p>

	<p>られた方で何ら問題はないと思われます。賃借権設定5年での契約となっております。</p> <p>続きまして14番について、譲渡人、譲受人、土地の状況は記載のとおりです。こちら譲渡人の方は農業をされておらず、土地を荒らさないようにということで、譲受人と合意の上今回の契約となりました。譲受人は水田ができない環境の中で、一番の適任者と思われる方で何ら問題はないものと思われます。賃借権設定5年での契約となっております。ご審議方よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>では、採決に移ります。議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
会長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
会長	<p>以上で議案の審議は終了しました。7月の総会の日程を決めたいと思います。7月10日水曜日いかがですか。意見がないようですので7月10日に決めたいと思います。よろしくお願いします。また次回の農業委員会憲章の指揮は、14番村上豊彦委員、15番宮崎明委員にお願いします。その他委員の皆さまから何かありませんか。ないようですので事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは事務局より、活動記録簿を毎回出させていただいておりますので、こちらの提出をお願いしておきます。</p> <p>それと個別に農業委員会の方に、どうしても耕作ができないという方が来られる事があります。そういったときに委員さんや推進委員さんに連絡をとって、どうか調整していただくような形が今後増えていくような状況です。その時には、ぜひ相談を受けていただいて、担い手を探していただくなどがありますので、どうぞご協力をお願い致します。</p>
会長	<p>それでは、第24回農業委員会を閉会します。</p>

7. 閉会時刻 10時32分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

12番 興呂木 和也

13番 市原 きみよ